

滋賀糖尿病療養指導士認定委員会 会則

第1条 (名称)

本機構の名称は、滋賀糖尿病療養指導士認定委員会（略称 CDE 滋賀認定委員会）とする。

第2条 (目的)

本機構は、滋賀県における糖尿病教育の正しい知識及び技術の普及・啓発により、糖尿病患者の療養活動を支援し、健康と適切な日常生活を実現する医療スタッフの養成及び認定を目的とする。CDEJ（Certified Diabetes Educator of Japan：日本糖尿病療養指導士）とは異なり、滋賀県内でのみ有効な資格であり、糖尿病患者会とともに地域での活動を目的とする。

第3条 (事業)

1. CDE 滋賀の養成。
2. 研修プログラムの策定、実施、認定を行う。
3. 講習会の開催
4. その他、本会の目的を達成するための必要な事業を行う。

第4条 (事務局)

認定、更新の責任機関は滋賀糖尿病療養指導士認定委員会事務局とし、医療法人弘英会 琵琶湖大橋病院 栄養科内 〒520-0232 滋賀県大津市真野 5 丁目 1 番 29 号に置く

第5条 (役員)

本委員会の企画、運営を行うため、下記の役員を置き、理事会および認定・講習・試験・の3つの委員会により構成される。理事会は滋賀県に勤務する日本糖尿病学会専門医・日本糖尿病協会療養指導医、慢性疾患看護（専門看護師）、透析看護および糖尿病認定看護師、日本糖尿病療養指導士の代表などにより構成する。

理事会は、以下で構成する。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 事務局長（会計）1名
4. 各委員会委員長 3名
5. 各地域統括担当 10名
6. 監査 2名
7. 会計監事 2名
8. 顧問 若干名

任期は2年とする。役員は再選を妨げないものとする。

第6条 (資格・受験資格対象者)

CDE 滋賀は糖尿病の療養指導に意欲のある者で、看護師、准看護師、助産師、保健師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、健康運動指導士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、歯科衛生士のいずれかの資格を持つ者または行政の担当員で、医療・介護の業務1年以上従事している者とし、滋賀糖尿病療養指導士認定委員会が指定する講習を受講すること。

第7条 (認定・更新)

受験資格を取得した者は試験を施行し、合格者に資格を付与する。受験時には、指定された講習を受講した証明書を提示する必要がある。過去に日本糖尿病療養指導士(CDEJ)の資格を持っていたことを証明できる者は講習のみで合格とする。現在CDEJの有資格者は申請のみで合格とする。資格の期間は5年間とする。認定後は、原則として滋賀県糖尿病協会会員もしくは日本糖尿病協会会員として登録し、所定の糖尿病協会会費を納入するものとする。

第8条 (試験)

毎年1回実施

第9条 (資格の範囲)

本資格は滋賀県内でのみ認める。

第10条 (資格更新)

5年間で認定委員会の定める所定の単位(単位には学会等も含める)を取得し、単位の証明とともに申請をすることで、資格を更新できる。更新を希望する者は更新前に所定の書類を当委員会に提出する必要がある。単位の妥当性は、認定委員会が判定する。更新を希望する者は原則として滋賀県糖尿病協会会員もしくは日本糖尿病協会会員として所定の糖尿病協会会費を納入していることとする。

第11条 (資格の喪失)

認定期間を超過して再申請しない場合は資格を喪失する。滋賀県糖尿病協会会員または日本糖尿病協会会員でなくなった場合も資格を喪失する。また滋賀糖尿病療養指導士にふさわしくない言動があった場合には、滋賀県糖尿病協会が調査委員会を設立し、資格をはく奪することができる。

第12条 (会計)

本会の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

認定講習会及び認定試験参加者負担金

寄付金品

事業に伴う収入

その他の収入

第13条 (事業年度)

毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第14条 (細則)

この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

第15条 (附則)

- 1.この会則は平成26年4月11日より施行する。
- 2.会則の改正 平成29年4月1日に改定実施する。

1. 更新申請、更新単位について

- ・原則として滋賀県地域に就労または居住していることとし、移動の場合は事務局に届けること。
- ・更新単位として5年間で30単位以上取得すること。
- ・各医療圏内を中心に行われる研修会等や各医療機関等で行われる糖尿病教室（いずれも事前に CDE 滋賀認定委員会に申請の上、単位を認定したもの）、日本糖尿病療養指導士（CDEJ）認定機構が認めた国内の研修会、学会等で実質 1.5 時間以上 3 時間未満を 0.5 単位、実質 3 時間以上を 1 単位、実質 6 時間以上を 2 単位として認定。日本糖尿病療養指導学術集会（日本糖尿病協会主催）への参加のみ 5 単位（発表者及び共同演者は更に 2 単位付与の合計 7 単位）を認定する。
- ・『日糖協 e ラーニング』の受講により、1 コンテンツ 0.5 単位の認定単位を付与する。
- ・5 年間継続して滋賀県糖尿病協会または日本糖尿病協会会員の資格を有する者は、月刊糖尿病ライフ『さかえ』の定期購読により自己学習を実践しているものとし、更新単位として 20 単位を認める。
- ・認定更新希望者が年 1 回開催される CDE 滋賀認定講習会に参加した場合は、更新単位として 5 単位を認定する。

認定更新の際には①『認定更新申請書』②『CDE 滋賀認定者更新用研修会参加記録証』または参加した学会や研修会等で発行される『参加証（コピー可）』③各患者会または日本糖尿病協会の会費納入の領収書か払込用紙のコピーを添えて（滋賀県糖尿病協会友の会会員については不要）、定められた期間内に CDE 滋賀認定委員会事務局に提出すること。

2. 滋賀糖尿病療養指導士認定委員会に納付する費用について

- ・受験料及び認定証交付費用
受験料+合格通知+認定証の費用として 1,000 円と振込み手数料を事前振込みで納付すること。
- ・資格更新時
取得単位審査料、認定証の費用として 1,000 円と振込み手数料を事前に振込みで納付すること。

3. CDE 滋賀認定講習会の受講料について

年 1 回の CDE 滋賀認定講習会時、受講料 3,000 円と振込み手数料を事前に振込みで納付すること。

4. 滋賀県糖尿病協会友の会 会費について

各患者会や日本糖尿病協会（本部会員）に入会する場合を除き、認定及び認定更新時に滋賀県糖尿病協会友の会の 5 年間の会費として 18,000 円【月刊糖尿病ライフ『さかえ』代（5 年分で特別割引価格 12,000 円）及び郵送費（100 円／月の 5 年分として 6,000 円）】と振込み手数料を事前に振込みで納付すること。